第四種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

2.6.　OBD診断情報

2.6.1.　記録された情報

OBDは、OBDに記録された2.6.1.1.から2.6.1.3.までの情報を、スキャンツールから要求された場合に提供するものとする。

2.6.1.1.　エンジンの状態に関する情報

(a)　判別表示方法又は非判別表示方法

(b)　車両識別番号（VIN）

(c)　連続式MIの有無

(d)　OBDのレディネスコード

(e)　連続式MIが最後に作動したときのエンジン作動時間数

この情報は、読込みのみ可能とする。

2.6.1.2.　有効な排出ガス関連異常に関する情報

(a)　世界統一技術規則の番号及びその改訂番号

(b)　判別表示方法又は非判別表示方法

(c)　車両識別番号（VIN）

(d)　MIステータス

(e)　OBDのレディネスコード

(f)　記録されたOBD情報が最後に消去されてからのウォームアップサイクル数及びエンジン作動時間数

(g)　連続式MIが最後に作動した際のエンジン作動時間数

(h)　連続式MIによる累積作動時間

(i)　最大のエンジン作動時間数を表示しているＢ１カウンタの値

(j)　クラスA故障に関する本故障コード

(k)　クラスB（Ｂ１及びＢ２）故障に関する本故障コード

(l)　クラスＢ１故障に関する本故障コード

(m)　CAL　ID

(n)　CVN

この情報は、読込みのみ可能とする。

2.6.1.3.　修理に関する情報

(a)　世界統一技術規則の番号及びその改訂番号

(b)　車両識別番号（VIN）

(c)　MIステータス

(d)　OBDのレディネスコード

(e)　記録されたOBD情報が最後に消去されてからのウォームアップサイクル数及びエンジン作動時間数

(f)　レディネスコードステータス用に使用された各監視につき、最後のエンジン停止時からの監視のステータス

(g)　MIが最後に作動してからのエンジン作動時間数

(h)　クラスA故障に関する本故障コード

(i)　クラスB（Ｂ１及びＢ２）故障に関する本故障コード

(j)　連続式MIによる累積作動時間数

(k)　最大のエンジン作動時間数を表示しているＢ１カウンタの値

(l)　クラスB故障に関する本故障コード及びＢ１カウンタからのエンジン作動時間数

(m)　クラスC故障に関する本故障コード

(n)　仮故障コード及び当該故障コードに関連するクラス

(o)　過去故障コード及び当該故障コードに関連するクラス

(p)　自動車製作者等が選択及び採用したセンサ信号、入力信号及び出力信号に関するリアルタイム情報

(q)　本技術基準より要求されるフリーズフレームデータ

(r)　CAL　ID

(s)　CVN

本技術基準の規定に従って、スキャンツールからエンジンシステムについて記録された全ての故障及び関連データを消去することを要求された場合には、OBDはこれらのデータを消去するものとする。

2.6.1.4.　フリーズフレームデータ

確定前仮故障コード又は本故障コードのいずれかが保存された時点において、１つ以上のフリーズフレームデータが保存されるものとする。自動車製作者等は、仮故障コードが再度検知される毎にフリーズフレームデータを更新することができる。

フリーズフレームデータによって、異常検知時の車両の作動状況と保存されたデータに関係する故障コードが提供されるものとする。フリーズフレームデータには、別紙３の表１に記載されている情報が含まれるものとする。また、フリーズフレームデータには、当該故障コードを保存した特定電子制御装置における監視又は制御の目的で使用される別紙３の表２及び表３の全情報も含むものとする。

クラスＢ１故障に関する情報よりもクラスA故障に関するフリーズフレームデータの保存が優先されるものとし、クラスＢ２故障に関する情報よりもクラスＢ１故障に関するフリーズフレームデータの保存が優先されるものとし、クラスC故障に関するフリーズフレームデータについても同様に扱うものとする。先に検知された故障が直近の故障よりも優先されるものとするが、直近の故障の方が高いクラスに属する場合はこの限りでない。

ある装置がOBDによって監視されているが、別紙３で扱われていない場合、フリーズフレームデータには、別紙３に記述されている方法と同様の方法で当該装置のセンサ及びアクチュエータについての情報要素を含めるものとする。この情報は、試験機関に提供しなければならない。

2.6.1.5.　レディネスコード

2.6.1.5.1.から2.6.1.5.3.までの場合を除き、レディネスコードは、監視が本故障コードを確定するとき、又はスキャンツールの命令による最後の消去以降に当該監視の作動により故障の有無を判定したとき、完了にセットされるものとする。

レディネスコードは、スキャンツールの命令により故障コードを消去することによって、未完了にセットされるものとし、通常のエンジン停止では、変更してはならないものとする。

2.6.1.5.1.　自動車製作者等は、試験機関が認めた場合において、極端な条件が継続して存在し、９回以上の作動シーケンス又は72時間以上の作動にわたって監視が無効になった場合には、監視の作動及び当該監視に関連する故障の有無の判定なしに、監視のレディネスコードを完了にセットできるものとする。この場合、監視システムが無効になる条件及び監視の完了なしにレディネスコード状態が完了と表示されるまでの作動シーケンスの回数を規定しなければならない。また、極端な条件の厳しさの程度は、OBDの一時的な無効化に関して本技術基準が定める条件を下回ってはならない。

2.6.1.5.2.　レディネスコードの対象となる監視

レディネスコードの対象となる監視は、別紙１のエンジン冷却システムの監視を除き、本技術基準で規定する各監視又は各監視グループとする。

2.6.1.5.3.　連続監視のレディネスコード

別紙１の1.及び7.で規定される監視、並びに本技術基準により連続して作動するとみなされる各監視又は各監視グループのレディネスコードは、常に完了と表示するものとする。